

# 令和6年度ドライバー等安全教育訓練促進助成 制度(全ト協)のご案内

## ●ドライバー等安全教育訓練助成制度とは

トラック運送業界においては、ドライバーの安全意識の高揚や安全運転技能の向上が課題となっており、業界を挙げた従業員教育の充実強化への取組みが要請されています。

しかしながら、特に中小事業者においては、安全教育訓練に要する時間やコストの負担は大きいものと考えられます。

本制度は千葉県トラック協会の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に、その費用の全部又は一部につき助成を行うものです。

なお、多くの事業者に広く制度を利用して頂くために、お申し込みは年間を通じて1事業者につき2名までとさせていただきます。

## ●制度のご案内

### 1. 助成対象となる研修について

本助成制度の適用対象となる研修は、全ト協の指定を受けたものに限られます。対象となる研修の名称・開講研修施設・助成額等については、全ト協ホームページに掲載されておりますので、ご確認の上、手続きにお進み下さい。

※なお、別表1又は別表2に掲載のない研修は助成の対象となりませんのでご注意ください。

### 2. 手続きの流れ

①研修施設への予約の前に千葉県トラック協会に可否・人数等についてご確認下さい。



②研修施設に日程等をお問合せの上、研修の予約を行って下さい。



③予約完了後「助成申込書」(様式1)に必要事項をご記入の上、千ト協へFAXで送信ください。

(助成申込書は、千葉県トラック協会から研修施設へ転送します。)



④研修の全カリキュラムを修了して下さい。



⑤研修終了後7日以内に実施報告書及び添付書類(参加報告書・修了証(写し)・領収書等(写し))4点一式を千葉県トラック協会 交付金事業部へご郵送ください。



⑥助成金交付

### 3. 助成額(特別研修・一般研修)

特別研修の場合は、別表1に定める額となります。

一般研修の場合は、受講料に関わらず一律10,000円となります。

#### 4. 交付に係る要件

助成金の交付を受けられるのは、千葉県トラック協会の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に限られます。

※上記に該当する場合であっても、千葉県トラック協会の予算の制約や、研修ごとの定員の制約により、助成金の交付を受けられないことがあります。

#### 5. 研修受講料の支払い

研修受講料は、受講開始日の7日前までに、各研修施設にお支払い下さい。

#### 6. 研修受講後の提出書類

提出書類は、「実施報告書」「参加報告書」「修了証(写し)」「振込依頼書・領収証等(写し)」です。書類は研修受講後7日以内に、千葉県トラック協会に郵便でご提出下さい。

#### 7. 申込みの取下げ

予約した研修の申込みを取り下げる際は、千葉県トラック協会及び研修施設にご連絡下さい。なお、キャンセル料に関する条件は、各施設への申込時の合意内容によって異なりますので予めご了承ください。また、キャンセル料について助成金の交付を受けることは出来ません。

#### 8. 助成金の交付が受けられない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付が受けられない(費用全額が自己負担となる)ことがありますので、ご注意下さい。

- ① 正当な理由無く所定の研修を修了しなかった場合。
- ② 上記6. の期日を過ぎても研修終了後の必要書類を千葉県トラック協会に提出しなかった場合。
- ③ その他研修又は手続きにおいて不適切な行為等があった場合。

#### 9. 助成申込書等申請様式について

千葉県トラック協会ホームページ「講習・セミナー」に掲載いたしますので、ご利用ください。「助成申込書(様式1)」「実施報告書(様式2)」「参加報告書(様式3)」

研修申込書送付先

FAX 043-247-1133

申込に関する問合せは、(一社)千葉県トラック協会 交付金事業部

TEL:043-239-5347(直通)

研修の内容については、各研修施設にそれぞれお問合せください。